



2021年6月30日

各 位

会社名 **ラサ商事株式会社**
代表者名 代表取締役社長 井村周一
(コード番号 3023 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 窪田義広
(TEL : 03-3668-8231)

2021年3月期有価証券報告書および2022年3月期第1四半期報告書の

提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項の規定する有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書および同内閣府令第17条の15の2第1項の規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様、その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書および四半期報告書

①第119期(2021年3月期)有価証券報告書(自2020年4月1日至2021年3月31日)

②第120期(2022年3月期)第1四半期報告書(自2021年4月1日至2021年6月30日)

2. 延長前の提出期限

①第119期(2021年3月期)有価証券報告書 2021年6月30日

②第120期(2022年3月期)第1四半期報告書 2021年8月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限

①第119期(2021年3月期)有価証券報告書 2021年8月27日

②第120期(2022年3月期)第1四半期報告書 2021年8月27日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

かねてお知らせしておりますとおり、当社連結子会社である旭テック株式会社において、工事担当責任者(以下「本従業員」といいます。)が工事売上及び工事原価を先送りするなど不適切な会計処理を行っていた疑い(以下「本件疑義」といいます。)が判明したため、2021年4月9日に、監査等委員、顧問弁護士及び社外公認会計士を委員とする社内調査委員会を立ち上げて調査を実施してまいりました。その後、監査法人からのご示唆を賜り、2021年5月19

日、調査の客観性、信頼性、専門性を高めるため、不正調査事案の経験豊富な外部弁護士を3名追加いたしました。

本従業員は、本件疑義は単独で行っていたと述べているものの、本件疑義に係る未成工事支出金を管理していたのは本従業員のみであるため、事実関係を解明するべく、社内調査委員会は、本従業員が管理していた未成工事支出金の実態、工事売上及び工事原価の先送りの詳細、類似事案の有無などにつき、関連資料の精査、社内アンケート調査、デジタル・フォレンジック調査、協力会社からのヒアリング等の多岐にわたる手法で徹底的な深度ある調査を行っております。当社は、調査に対して全面的に協力しておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため、委員および従業員は在宅勤務、交代勤務等による感染防止対策を図りながら調査を実施せざるを得ない状況にあるため、調査には引き続き相応の時間が見込まれます。

さらに、社内調査委員会の調査結果を踏まえ、第114期（2015年4月1日～2016年3月31日）から第118期（2019年4月1日～2020年3月31日）までの過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信の訂正が必要となりますが、過年度監査につきましては、過年度法定監査を実施した監査法人大手門会計事務所が解散し、清算中であるという極めて特殊な事情から、新たに別の監査法人である普賢監査法人（以下「過年度監査法人」）に委嘱しておりますところ、過年度監査法人の監査対象は訂正報告書の訂正箇所のみでなく、5か年分の連結財務諸表及び個別財務諸表全体となり、さらに訂正原因となった不適切な会計処理の行われた取引及びその周辺範囲について不正リスクに対応した詳細な監査手続が予定されており、係る監査には相当の時間を要する状況です。そして、現任監査法人である八重洲監査法人においても、社内調査委員会の調査結果及び上記過年度の訂正に関連する影響の検討等が必要となります。

以上のことから、金融商品取引法第24条第1項の提出期限である2021年6月30日までに、過年度の有価証券報告書等の訂正および過年度監査法人による監査手続が完了せず、監査報告書を受領することができないため、同期限までに第119期（2021年3月期）有価証券報告書を提出することができないとの判断に至りました。これに伴い2022年3月期第1四半期報告書につきましても、同四半期決算における期首の確定が遅れることから、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに、同四半期報告書を提出することができないこととなりました。そのため、本提出期限延長に係る申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。また、2022年3月期第1四半期決算短信につきましても、同四半期報告書の提出と同日に開示させていただく予定であります。

以 上